

## 秋田県告示第293号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日  
平成30年4月26日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
大和塗装  
秋田市寺内堂ノ沢一丁目5番8号  
大和 剛  
秋田県知事許可（般-29）第81056号
- (3) 処分の内容  
塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成30年4月24日付けで塗装工事業及び防水工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
平成30年5月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社北斗アルミ工業  
潟上市天王字上北野121番地27  
代表取締役 工藤 成亨  
秋田県知事許可（般-29）第81734号
- (3) 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成30年4月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。